

新潟県立魚沼テクノスクール寄宿舎「むつみ寮」給食業務委託契約書（案）

新潟県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、新潟県立魚沼テクノスクール寄宿舎「むつみ寮」給食業務について、次の条項により契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、新潟県立魚沼テクノスクール寄宿舎「むつみ寮」給食業務を別紙給食業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき乙に委託し、乙は仕様書及びこの契約書の定めるところにより誠実に作業を行うものとする。

（委託期間）

第2条 契約の委託期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は、免除しない。

（委託業務の実施に要する経費）

第4条 甲は、委託業務の実施に要する経費（以下「委託料」という。）の額は次のとおりとする。

年額 金 円（うち消費税額 円）

（委託料の支払）

第5条 乙は、毎月10日までに、前月分の業務報告書を提出し、甲の検査合格の後、当該月分の委託料の請求書を甲に提出すること。甲は適正な請求書を受理した日から起算して30日以内に代金を乙に支払うものとする。（別紙2「支払内訳書」）

2 甲は、前項の支払期限までに代金を支払わないときは、支払期限到来の翌日から支払をする日までの遅延日数1日につき、当該日における政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が決定した率で算定した遅延利息を乙に支払うものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、第三者にこの契約の履行を委託し、又は契約による権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けさせてはならない。

（損害の賠償）

第7条 乙は善良な管理者の注意をもって設備等を維持保存しなければならない。

2 乙は、その責めに帰すべき理由により、項の設備等を滅失し、又はき損したときは、速やかにこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

3 乙は、その責めに帰すべき理由により、甲に対し給食の提供ができなくなったときには、遅滞なく給食が提供できるように、代行保障を行う。

（設備の貸与等）

第8条 甲が、乙に無償で貸与する設備及び器具等については、別紙3「設備・器具一覧」のとおりとする。

2 乙は、設備等の全部又は一部を給食業務以外のために第三者に貸与し、又は利用させ若しくは給食業務以外の用に供してはならない。

3 乙は、設備等を修繕、模様替え、その他の行為をしようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(関係法規の遵守等)

第9条 乙は、この委託契約の履行に当たっては、労働関係諸法規、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令等を遵守しなければならない。

(現場責任者の設置)

第10条 乙は、あらかじめ甲に対し、現場責任者及び作業従事者を定め、別記様式により報告するものとする。現場責任者又は作業従事者に変更があった場合は、速やかに別記様式により報告するものとする。

(業務責任)

第11条 乙は、食事の提供によって生じる一切の責任を負わなければならない。

2 乙は、原材料及び調理済み食品を、保存食として、 -20°C 以下で2週間以上保存しなければならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、相手方がこの契約に違反した場合、相当な期間を定めて違反の是正を書面により催告し、その期間内に違反が是正されなかったときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙の履行が不完全だと認めたときは、相当な期間を定めてその履行を書面により催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

3 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

(2) 乙が、正当な理由なく甲の指示に従わないとき。

(3) 契約の履行につき、乙に不正な行為があったとき。

(4) 甲の委託方針が変更されたとき。

4 甲は、前項第1号の事由による場合は、催告することなく、直ちに、この契約を解除することができる。

5 甲は、前各項の規定により契約を解除したことにより乙に生じた一切の損害について、損害賠償の責めを負わないものとする。

第13条 甲は、前条に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から6箇月間又は当該排除措置命令の日から1年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）を行った場合において、当該課徴金納付命令があっ

たことを知った日から6箇月間又は当該課徴金納付命令の日から1年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

- (3) 乙が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- (5) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めるとき。

2 甲は、前条又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなく、直ちに、この契約を解除することができる。

- (1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

3 乙は、前2項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

（損害賠償）

第14条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたとき、及び新潟県財務規則に違反したときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

2 乙は、前項によるほか、乙の故意又は過失により、甲に損害を及ぼした場合には、乙はその損害を賠償する責任を負うものとする。

3 乙は、業務の実施にあたり甲の責めによる以外の理由により第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負うものとする。

(機密の保持)

第 15 条 乙は、この契約の遂行により知り得た甲の業務上の一切の情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、この契約の遂行のためのみ使用することとする。また、本条の規定は、この契約終了後も引き続き効力を有する。

(個人情報の保護)

第 16 条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のために別紙 1 「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(甲の調査権)

第 17 条 甲は、必要があると認めるときは、業務の実施状況について随時実地に調査し、乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(関係書類の整備)

第 18 条 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、委託業務完了後 5 年間保存するものとする。

2 乙は、甲の請求があればいつでも前項の書類を提出しなければならない。

(疑義の解決)

第 19 条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この契約成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する（本書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。）。

令和 8 年 4 月 1 日

新潟県魚沼市堀之内 3 3 3 5 - 1

甲 新潟県

新潟県立魚沼テクノスクール

校 長



住所

乙

氏名



別紙2 支払内訳書

月 別	委託料金額 (税込)	備 考
4 月		
5 月		
6 月		
7 月		
8 月		
9 月		
1 0 月		
1 1 月		
1 2 月		
1 月		
2 月		
3 月		
合 計		

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約の業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者の監督)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(実地調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(指示等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。